

産業廃棄物処分業変更届出における必要書類

(添付書類のサイズは原則として日本産業規格A列4番とする。)

	変更事項	添付書類等
1	商号の変更	・定款の写し ・履歴事項全部証明書
2	代表者の氏名の変更	【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書 ・代表者の住民票の写し（コピー不可） 【個人の場合】 ・代表者の住民票の写し（コピー不可）
3	申請者住所の変更	【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書 【個人の場合】 ・代表者の住民票の写し（コピー不可）
4	法人の代表者の変更 取締役、監査役、相談役等（以下、役員）の変更 政令で定める使用人（以下、政令使用人）の変更	・新旧対照表（代表者、役員、政令使用人すべての役職及び氏名が記載されたもの） ・履歴事項全部証明書 【新たに役員、政令使用人に就任する場合】 ・該当者の住民票の写し（コピー不可） ・該当者の精神機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書（ただし、「登記されていないことの証明書」を添付した場合であっても、必要に応じて、「精神機能の障害の有無に関する診断書」を提出していただく場合があります。） 【役員、政令使用人を退任する場合】 ・講習会の修了者が退任する場合に限り、該当者とは別の役員等の講習会修了証
5	5%以上の大口株主または大口出資者（以下、大口株主）の変更	・新旧対照表（大口株主の氏名、保有する株式の数又は出資の金額、保有又は出資の割合が記載されたもの） 【新たな大口株主が個人の場合】 ・該当者の住民票の写し（コピー不可） ・該当者の精神機能の障害の有無に関する医師の診断書又は登記されていないことの証明書（ただし、「登記されていないことの証明書」を添付した場合であっても、必要に応じて、「精神機能の障害の有無に関する診断書」を提出していただく場合があります。） 【新たな大口株主が法人の場合】 ・該当法人の履歴事項全部証明書
6	事務所の変更	・新事務所の平面図（出入り口等間取りがわかるもの）及び付近図 ※事務所が複数ある場合は新旧対照表（すべての事務所が記載されたもの）
7	事業場（産業廃棄物保管場所を含む。）の変更	・新事業場の平面図及び付近図 ・新事業場の土地・建物の全部事項証明書 ・届出者と土地・建物の所有者が異なる場合は、貸借契約書又は使用承諾書〔処分する産業廃棄物保管場所の変更の場合〕 次の事項がわかる書類 ・保管場所の位置 ・保管場所の面積 ・保管する産業廃棄物の種類 ・処分のための保管上限 ・屋外において処分のために保管する産業廃棄物の積み上げる高さの最高点（容器を用いる場合を除く。）
8	処理施設の変更（追加・減少等） ※処理施設の変更にあたっては、最寄の県立保健所又は資源循環推進課にご相談ください。	〔処理施設の追加の場合〕 ・設置場所の付近見取図 ・設置場所平面図 ・処理施設の概要がわかる書類（平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書）…処分業許可申請時の添付書類様式第七号の2参照 ・処理施設において講ずる措置がわかる書類…処分業許可申請時の添付書類様式第七号の5参照 ・処理施設を使用できる権原を有することを証する書類（売買契約書や賃貸借契約書の写しなど）

※住民票の写しは、本籍地（外国人の場合は国籍等）が記載されているものであること。